

## 保育所等入所に関する取扱いについて（平成27年度）

### 1. 保育所入所基準

保育所へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、支給認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

※平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定のため、保育所等での保育を利用するためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定する。

<b>計算式</b>	保育必要理由 + 保育必要量 + 優先利用事由 + その他の調整
<b>対象保護者</b>	父母の合算により判定

#### 保育必要理由

<b>就労</b>	1月当たり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労	8	保育短時間
	1月当たり80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月当たり52時間以上80時間未満の就労	6	
<b>妊娠・出産</b>	出産予定日の前後5ヶ月間の入所	7	
<b>疾病・障害</b>	入院中または重度の障害があり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障害があり保育ができない保護者	8	
<b>介護・看護</b>	長期にわたり同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を介護・看護中のため保育ができない保護者	就労の各時間区分の点数より -1	就労の時間区分にならう
<b>災害復旧</b>	火災や風水害などにより災害の復旧に当たっている場合	10	保育標準時間
<b>求職活動</b>	求職活動中（開業準備を含む。）	5	保育短時間
<b>虐待・DV</b>	虐待やDVを受けている場合や、受けるおそれがある場合	10	保育標準時間
<b>就学</b>	学校や職業訓練校で就学している場合	就労の各時間区分の点数より -1	就労の時間区分にならう
<b>育児休業</b>	現在施設を利用している児童が育児休業中も継続して利用を希望する場合	10	保育短時間
<b>その他</b>	その他保育所等での保育を必要とすると町長が認める場合	状況に応じ ~10	状況に応じ認定

## 保育必要量

保育標準時間	1月当たり労働時間120時間以上(週に30時間以上) 利用は1日当たり11時間まで、1月当たり平均275時間(最低212時間～最高292時間)	10
保育短時間	1月当たり労働時間52時間～120時間 利用は1日当たり8時間まで、1月当たり平均200時間(最高212時間～最高292時間)	8

## 優先利用事由

ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯	15
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯	15
生計中心者の失業	生計中心者の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合	7
益城町内の保育所・幼稚園等に勤務する職員の子ども	益城町内の特定地教育・保育施設や特定地域型保育事業所(家庭的保育事業等)で就労中、もしくは就労予定のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	5
虐待・DV等	虐待やDVを受けている場合や受けるおそれがある場合	5
障がい児	障がいを有している児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合	2
兄弟同時入園	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用している兄弟姉妹等がいる場合	5
家庭的保育事業等卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて保育所等施設利用を希望する場合	20

## その他の調整

同居親族	同居している親族による保育が可能である場合	-1
その他	前年度の待機児童である場合、年長児や保育料に滞納がある場合等のその他の保育の必要性に関する調整が適当である場合	-5 ~ 5

## 2. 保育にかける要件の確認について

就労証明、民生委員の証明、医師の診断書、そのほか事実が証明できる資料により確認します。

ただし、60歳以上の祖父母及び叔父・叔母等の就労については、確認を要しない。

※必要書類が期限までに未提出の場合は、入所選考を保留しますので、書類がそろい次第速やかに提出してください。